



与那原町 地域総合交通戦略 【後期戦略】

【概要版】

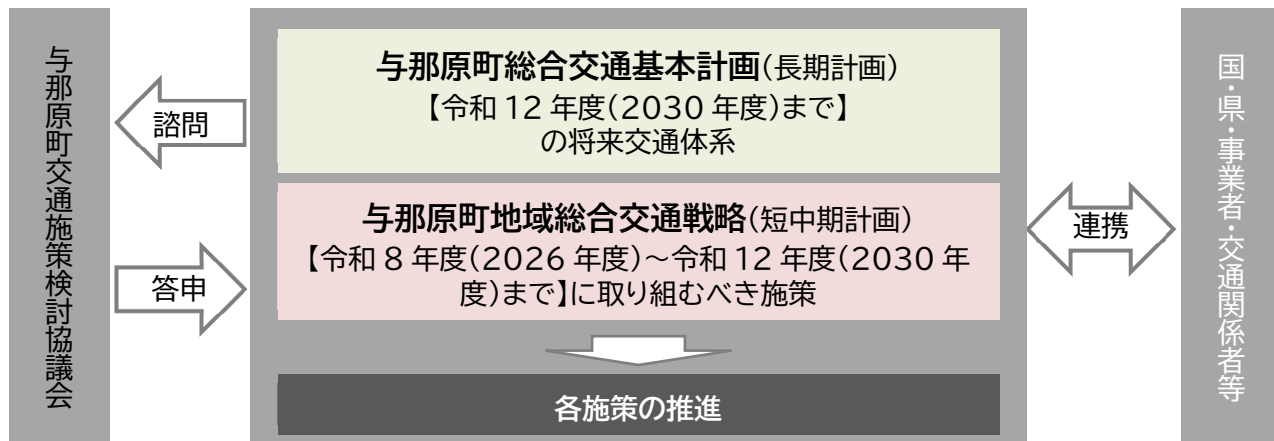


1 計画の目的と目標年次

(1) 目的

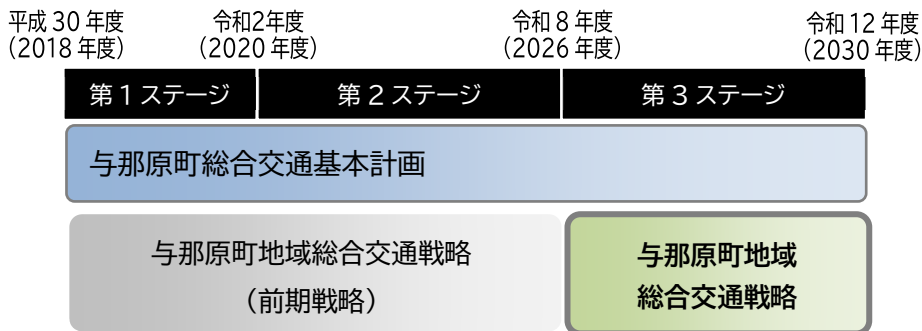
本町では、平成28年度(2016年度)に策定された「与那原町総合交通基本計画」で定めた基本理念や目標像の実現に向けて、より具体的な施策パッケージ等を示した「与那原町地域総合交通戦略（前期戦略）」を策定し施策を推進してきた。

引き続き、総合交通基本計画の基本理念や目標像の実現に向けた具体的な施策内容等を示すため「与那原町地域総合交通戦略（後期戦略）」を策定する。



(2) 目標年次

後期戦略の目標年次は、後期戦略の事業開始年度である令和8年度(2026年度)から総合交通基本計画の第3ステージ完了の令和12年度(2030年度)までの5年間とする。



2 目指すべき将来像および計画目標

2) 計画目標

前肢戦略に引き続き、計画目標を以下のとおり定め、具体施策の展開を図る。

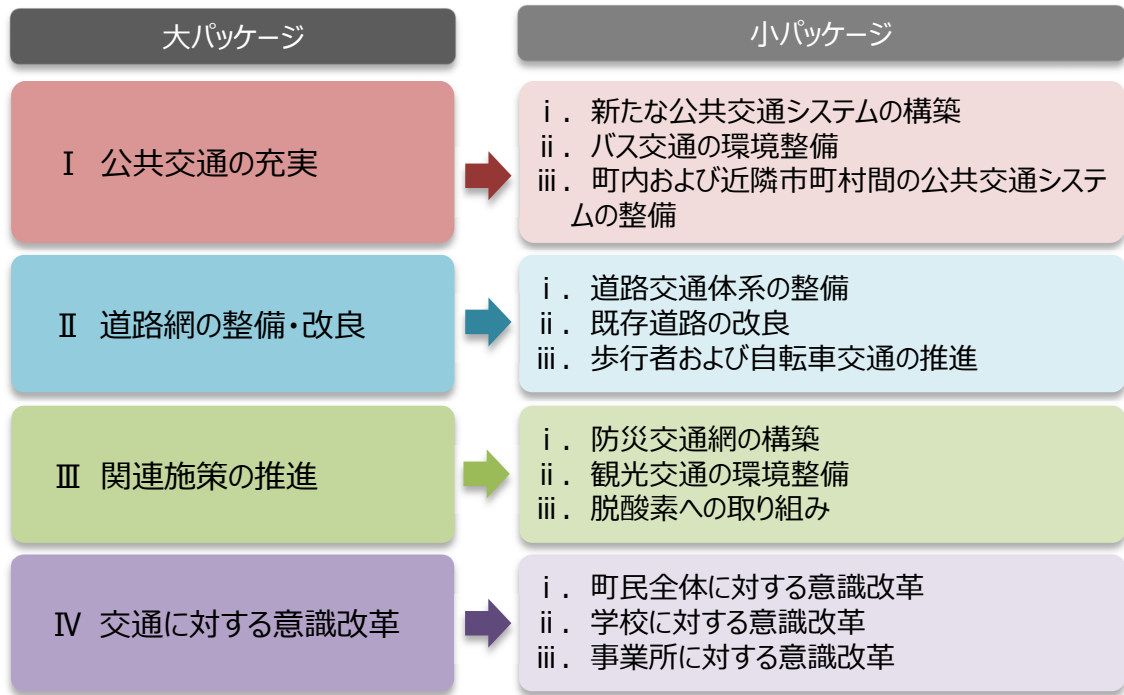
- 《計画目標 1(町内交通に係る目標)》
公共交通空白地域の解消と安心・安全な町内交通の確保・充実
- 《計画目標 2(広域交通に係る目標)》
都市間交流を円滑にする広域交通網の整備・充実と意識改革

3

実施プログラム

(1) 目標を達成するための施策パッケージの考え方

具体的な施策を取り組むうえでわかりやすさを考慮し、4つの要素を大パッケージとして位置付け、施策パッケージを展開していく。4つの大パッケージについては、構成する小パッケージを位置付け、それぞれのパッケージにて計画目標の達成にむけて施策の展開を図る。



(2) 関係者の考え方

目標の達成に向け、町民、行政（国、県、町）、事業者など施策に関連する各種団体等が、協議・調整をしながら取り組みを実施・検討していく必要があるため、これらに関係者として設定する。なお、関係者は、当該施策の実施やその内容を検討するための関係機関等を示しており、実際の事業を実施する主体を記載したものではない。

※与那原町は全ての施策に関連することから、関係者としての記載は省略。

(3) 優先施策の考え方

本町の交通まちづくりを検討するうえで特に重要な施策については、優先施策として位置付けし、施策の推進を図る。なお、優先施策は、以下の通り、【視点1】のいずれかに該当し、かつ【視点2】の早期実施が可能な施策を優先施策とする。

【視点1】交通まちづくりの重要性

※下記のうち、いずれかに該当

- ① 公共交通の利用促進のために効果的または重要な施策
- ② 公共交通空白地帯解消に係る施策
- ③ その他、町民からの要望が大きい施策

かつ

【視点2】施策の期間内実現

- 本戦略の計画期間内(令和12年度)までに実施が可能と判断される施策

■ 「I 公共交通の充実」における実施施策（★＝優先施策）

i. 新たな公共交通システムの構築

① 新たな公共交通システムの調査・検討 ★

- ・ 南部市町村連携交通会議※1等の場を活用して、広域的な視点での検討を行う。
- ・ 新たな公共交通システムを導入した場合の効果・影響の検討し、導入実現に向け取り組む。

② 公共交通ターミナルの誘致

ii. バス交通の環境整備

③ バス交通作業部会の設置 ★

- ・ 多様な町民のニーズに対応したバス利用環境改善を目的とし、「バス交通作業部会」を設置する。
- ・ バリアフリー化や各種支援制度の検討等、様々な内容について継続的な意見交換を行う。
- ・ 広域的な調整を要する事項については、国や県、関係市町村、各会議体と密接に連携を図りながら、継続的な情報交換を行う。

④ バス路線の再編等 ★

- ・ 町民ニーズや既存調査結果を踏まえたバス路線の再編を検討する。
- ・ 「バス交通作業部会」における継続的な意見交換を行う。
- ・ バス路線の再編やそれに伴うバス停の新設・再編等について、バス事業者と協議・検討する。

⑤ バス停における上屋やベンチ等の設置

⑥ バス停への接続機能の強化

⑦ バスレーン等公共車両優先システムの検討

⑧ 円滑で快適な利用を促進するバス案内機能の充実

iii. 町内および近隣市町村間の公共交通システムの整備

⑨ 公共交通空白地域の解消に向けたコミュニティバス等の導入 ★

- ・ 町内バス実証実験の結果を踏まえた、本格実施に向けた検討を行う。
- ・ ルート見直しや利用対象拡大、近隣市町村との連携等によるサービスの充実に向けた検討を行う。
- ・ 国の支援制度活用に向けた検討やそれに係る計画策定等を行う。



⑩ シェアサイクルの拡充、駐輪場の整備 ★

- ・ 利用促進に向け、イベントと併せた試乗会を開催等、きっかけ作りに努める。
- ・ 公共施設や主要バス停等における駐輪場の整備を促進・検討する。
- ・ 事業者と連携し、サイクルポート等の拡充促進に努め、利便性向上を図る。



⑪ 新たなモビリティサービス等の導入検討 ★

- ・ 既存のバス・タクシー等の公共交通手段の維持・活用を前提とし、地域の移動に係る課題解決を図る。
- ・ 近隣市町村との連携も視野に入れつつ、新たなモビリティサービスの導入等やサービス同士の組み合わせを検討する。



※1 南部市町村連携交通会議：南部圏域を構成する市町村の緊密な連携と情報共有をもとに、公共交通の現状や課題を認識し、移動利便性の向上や交通の円滑化を図ることを目的し設置されている会議。

I 公共交通の充実 戦略展開図

【公共交通空白地域を中心に展開】

- I-⑨公共交通空白地域の解消に向けたコミュニティバス等の導入★
- I-⑩新たなモビリティサービス等の導入検討★
- 町内、近隣市町村間の移動環境充実を図る
- 公共交通空白地域からも移動利便性向上



関連施策
 III-⑨公用車・事業用車のEV化およびEVカーシェアリング
 III-⑩多様な地域モビリティの導入

【MICE 施設など東浜地区を中心に展開】

- I-②公共交通ターミナルの誘致
- MICE 施設等への公共交通ターミナル整備促進
- 既存公共交通や新たな公共交通システムの利便性向上



関連施策

- III-③タクシーおよび貸切バス乗降場の適正な配置と推進
- III-⑥与那原マリナーの整備促進
- III-⑦ヘリポート設置の検討
- IV-④沿道空間と一体となったウォーカーバブル施策の推進

【主要なバス停などを中心に展開】

- I-⑥バス停への接続機能の強化
 - 徒歩・自転車・小型モビリティ等の接続機能の強化でバス停へのアクセス性を高める
- I-⑩シェアサイクルの拡充、駐輪場の整備★
 - 駐輪場・サイクルポートの拡充促進
 - 託乗会等、利用のきつかけづくり



関連施策
 II-②の安全で快適な歩行者空間の確保
 II-③快適な自転車走行空間の整備

【バスルートを中心に展開】

- I-⑦バスレーン等公共交通優先システムの検討
 - バスレーン確保等による路線バスの定時性・定速性の確保

【全体で展開する施策】

- I-③バス交通作業部会の設置★
- I-④バス路線の再編等★
- I-⑤バス停における上屋やベンチ等の設置
- I-⑧円滑で快適な利用を促進するバス案内機能の充実



I-①新たな公共交通システムの調査・検討★

- モルル、LRT、BRT など、新たな公共交通システム導入に向けた検討



市町村界

- 公共交通空白地域(バス停から半径300m圏外)
- 路線バスルート
- 町内バス(東回り)
- 町内バス(西回り)
- シェアサイクルポート

■ 「Ⅱ 道路網の整備・改良」における実施施策（★＝優先施策）

i 道路交通体系の整備

①南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパス等広域道路網の整備促進 ★

- ・ 沖縄県総合交通体系基本計画(平成 24 年 6 月)に基づき広域道路網整備を国・県と連携して進める。
- ・ 暫定供用期間中の安全対策に配慮しつつ、与那原バイパス等の既存計画路線の整備推進を図る。
- ・ 大型 MICE※2施設に伴う交通需要を踏まえ、与那原バイパスの早期4車線化に向けて継続的に要望する。



②ゆめなり線(仮称)の検討

③県道系満与那原線のバイパス整備の促進

④補助幹線道路等の整備・改良

ii 既存道路の改良

⑤与那原交差点の改良

⑥生活道路における交通安全施設の設置および交通規制の運用改善 ★

- ・ 抜け道利用等による交通危険性へ対応する。
- ・ 防護柵、ハンプ等の交通安全施設の設置を行う。
- ・ ゾーン 30 プラス※3等交通規制の運用改善等を推進する。



iii 歩行者道および自転車交通の推進

⑦安全で快適な歩行者空間の確保

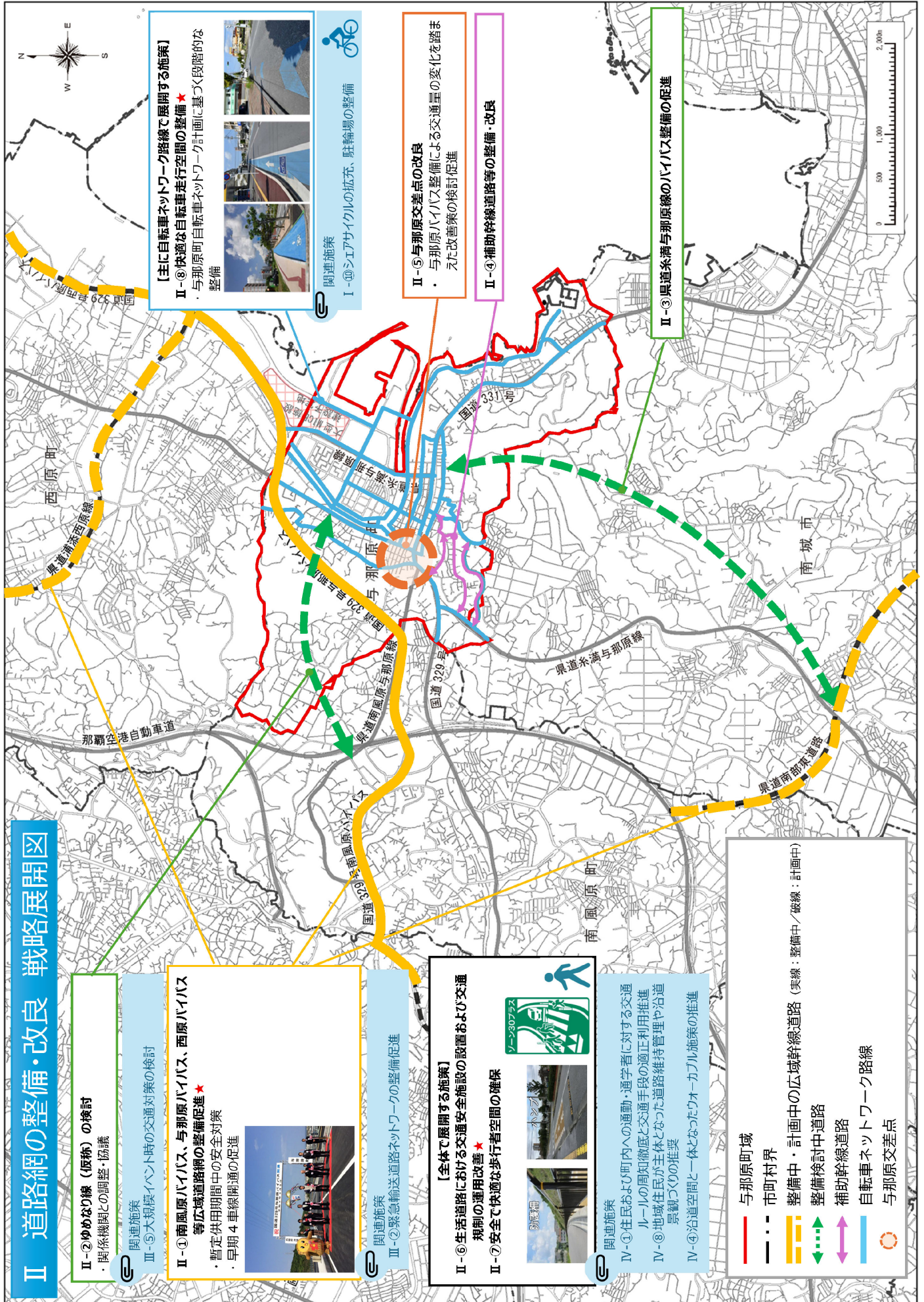
⑧快適な自転車走行空間の整備 ★

- ・ 町民・観光客の自転車利用促進に向けて、自転車走行空間の整備を行う。
- ・ 自転車ネットワーク計画(令和 5 年 3 月)に基づき、関係機関と調整しながら、段階的な整備に取り組む。

整備形態	整備イメージ	交通状況(速度 ※目安)
A.自転車道 幅員：2.0m以上		自動車の速度が50km/hを超える
B.自転車専用通行帯 幅員：1.5m以上 (やむを得ない場合一部区間で1.0m以下も可)		自動車の速度が40km/hを超え50km/h以下
C.車道混在 自動車と自転車が混在通行とする道路		自動車の速度が40km/h以下かつ自動車交通量4,000台/日以下

※2 MICE:企業の会議や報奨・研修旅行、国際会議、展示会・イベントなど、人が集まるビジネスイベントの総称。(Meeting=会議/Incentive Travel=報奨・研修旅行/Convention=国際会議/Exhibition・Event=展示会・イベント)

※3 ゾーン 30 プラス:生活道路で、時速 30km の規制(ゾーン 30)に加えて、ハンプや狭さくなどの道路のつくりも組み合わせ、車の速度を落として安全性を高める取り組み。

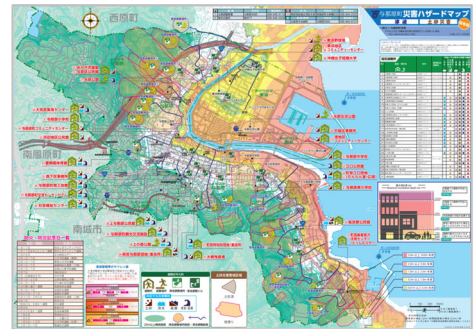


■ 「Ⅲ 関連施策の推進」における実施施策（★＝優先施策）

i 防災交通網の構築

①津波避難経路の整備・改良 ★

- ・津波避難支援マップに基づく避難経路の整備・改良を行う。
- ・誘導サイン設置、建築物・ブロック塀の転倒防止、迂回路確保等により円滑な避難環境を確保する。
- ・新たな津波困難地域の解消に向けて優先的に整備を行うとともに、新たな避難経路の指定も検討する。



②緊急輸送道路※4ネットワークの整備促進

ii 観光交通の環境整備

③タクシーおよび貸切バス乗降場の適正な配置と推進

④観光客の利便性向上に向けた情報提供の実施 ★

- ・インバウンドを含む観光客増加を見据えた交通・施設利用情報の充実を図る。
- ・Web等を活用した公共交通、シェアサイクル※5、交通規制等の情報提供を強化する。
- ・公共交通利用者を想定した、空港やモノレール駅等における町外向けの情報提供を検討する。

⑤大規模イベント時の交通対策の検討 ★

- ・大型 MICE 施設において大規模なイベントが実施される場合、関係機関と連携し、公共交通機関の効率的な運用、臨時的な交通規制、駐車場の確保等の検討を行う。

⑥与那原マリーナの整備促進

⑦ヘリポート設置の検討

iii 脱炭素への取り組み

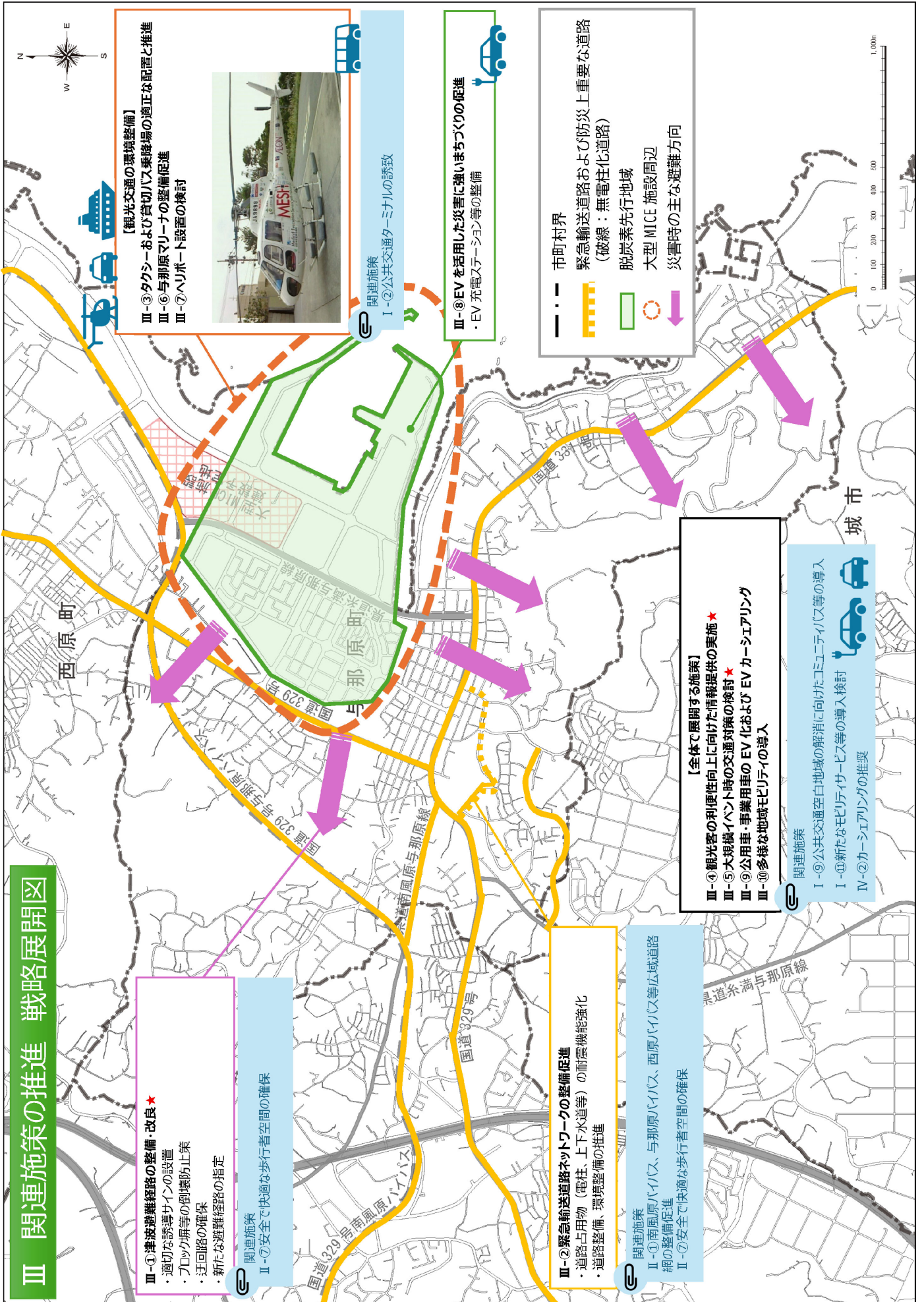
⑧EVを活用した災害に強いまちづくりの促進

⑨公用車・事業用車のEV化およびEVカーシェアリング

⑩多様な地域モビリティの導入

※4 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

※5 シェアサイクル：まちの各所にあるサイクルポート（自転車の貸出・返却場所）で、自転車を借りたり返したりできるサービス。借りた場所と別のポートに返却が可能。



Ⅲ 関連施策の推進 戦略展開図

Ⅲ-①津波避難経路の整備・改良★

- ・適切な誘導サインの設置
- ・ブロック扉等の倒壊防止策
- ・迂回路の確保
- ・新たな避難経路の指定

関連施策
Ⅱ-①安全で快適な歩行者空間の確保

Ⅲ-②緊急輸送道路ネットワークの整備促進

- ・道路占用物（電柱、上下水道等）の耐震機能強化
- ・道路整備・環境整備の推進

関連施策
Ⅱ-①南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパス等広域道路網の整備促進
Ⅱ-②安全で快適な歩行者空間の確保

【全体で展開する施策】

- Ⅲ-④観光客の利便性向上に向けた情報提供の実施★
- Ⅲ-⑤大規模イベント時の交通対策の検討★
- Ⅲ-⑨公用車・事業用車のEV化およびEVカーシェアリング
- Ⅲ-⑩多様な地域モビリティの導入

関連施策

- Ⅰ-⑨公共交通空白地域の解消に向けたコミュニティバス等の導入
- Ⅰ-⑩新たなモビリティサービス等の導入検討
- Ⅳ-②カーシェアリングの推奨

【観光交通の環境整備】

- Ⅲ-③タクシーおよび貸切バス乗降場の適正な配置と推進
- Ⅲ-⑥与那原マリナーの整備促進
- Ⅲ-⑦ヘリポート設置の検討



関連施策
Ⅰ-②公共交通ターミナルの誘致

Ⅲ-⑧EVを活用した災害に強いまちづくりの促進

- ・EV充電ステーション等の整備

市町村界

- 緊急輸送道路および防災上重要な道路（破線：無電柱化道路）
- 脱炭素先行地域
- 大型MICE施設周辺
- 災害時の主な避難方向

■ 「IV 交通に対する意識改革」における実施施策（★＝優先施策）

i 町民全体に対する意識改革

①住民および町内への通勤・通学者に対する交通ルールの周知徹底と交通手段の適正利用推進

②カーシェアリングの推奨

③カーフリーデー※6等公共交通利用を促進するイベントの実施

④沿道空間と一体となったウォークブル※7施策の推進

⑤運転免許自主返納制度における優遇措置の拡充

⑥町内各所での OKICA 販売の促進

⑦道路交通バリアフリーマップ等の更新と普及啓発 ★

- ・バリアフリーマップの定期的な更新と町内外への周知を行う。
- ・海外観光客を見据え、多言語対応化する。
- ・幅広い町民参加による普及啓発に向けた工夫に努める。



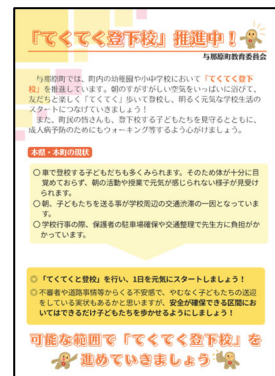
⑧地域住民が主体となった道路維持管理や沿道景観づくりの推奨

ii 学校に対する意識改革

⑨小中高生への公共交通利用を促進する教育・啓発活動の実施

⑩児童・生徒の車送迎の抑制 ★

- ・「てくてく登下校」運動を継続・推進する。
- ・クルマによる送迎抑制に向けた新たな取り組みを検討する。
- ・児童・生徒を対象とした交通安全指導・意識啓発を行う。



iii 事業所に対する意識改革

⑪町内各事業所における自転車通勤・徒歩出勤の推奨

⑫町内各事業所における時差出勤等の推奨

※6 カーフリーデー：都市の中心部などで「マイカーを使わない日」を設け、公共交通・徒歩・徒歩自転車移動しながら、交通や環境、まちのあり方を考える社会啓発イベント。

※7 ウォークブル：「居心地がよく、歩きたくなる」まちにする考え方。道路や広場などの公共空間を車中心から人中心にして、歩いて移動・滞在しやすくする。

IV 交通に対する意識改革 戦略展開図

【全体で展開する施策（公共交通関連）】

- IV-① 住民および町内への通勤・通学者に対する交通ルールの周知徹底と交通手段の適正利用推進
- IV-② カーシェアリングの推進
- IV-③ カーパーラー等公共交通利用を促進するイベントの実施
- IV-④ 運転免許自主返納制度における優遇措置の拡充
- IV-⑤ 町内各所での OKICA 販売の促進

ご存知ですか？
運転免許を自主返納すると
バス運賃が半額に
なります。

関連施策

- I-③ バス交通作業部会の設置
- I-④ 新たなモビリティサービスの導入検討
- III-⑩ 多様な地域モビリティの導入
- III-⑨ 公用車・事業用車のEV化およびEVカーシェアリング

【全体で展開する施策（ウォーカー関連）】

- IV-⑦ 道路交通バリアフリーマップ等の更新と普及啓発
- IV-⑧ 地域住民が主体となった道路維持管理や沿道景観づくりの推進

美野部町の町中通りの賑わい
(国土交通省資料より)

※イメージ図

関連施策
II-⑦ 安全で快適な歩行者空間の確保

【学校に対する意識改革】

- IV-⑨ 小中高生への公共交通利用を促進する教育・啓発活動の実施
- III-⑩ 児童・生徒の車送迎の抑制

小学校バス教室開催!

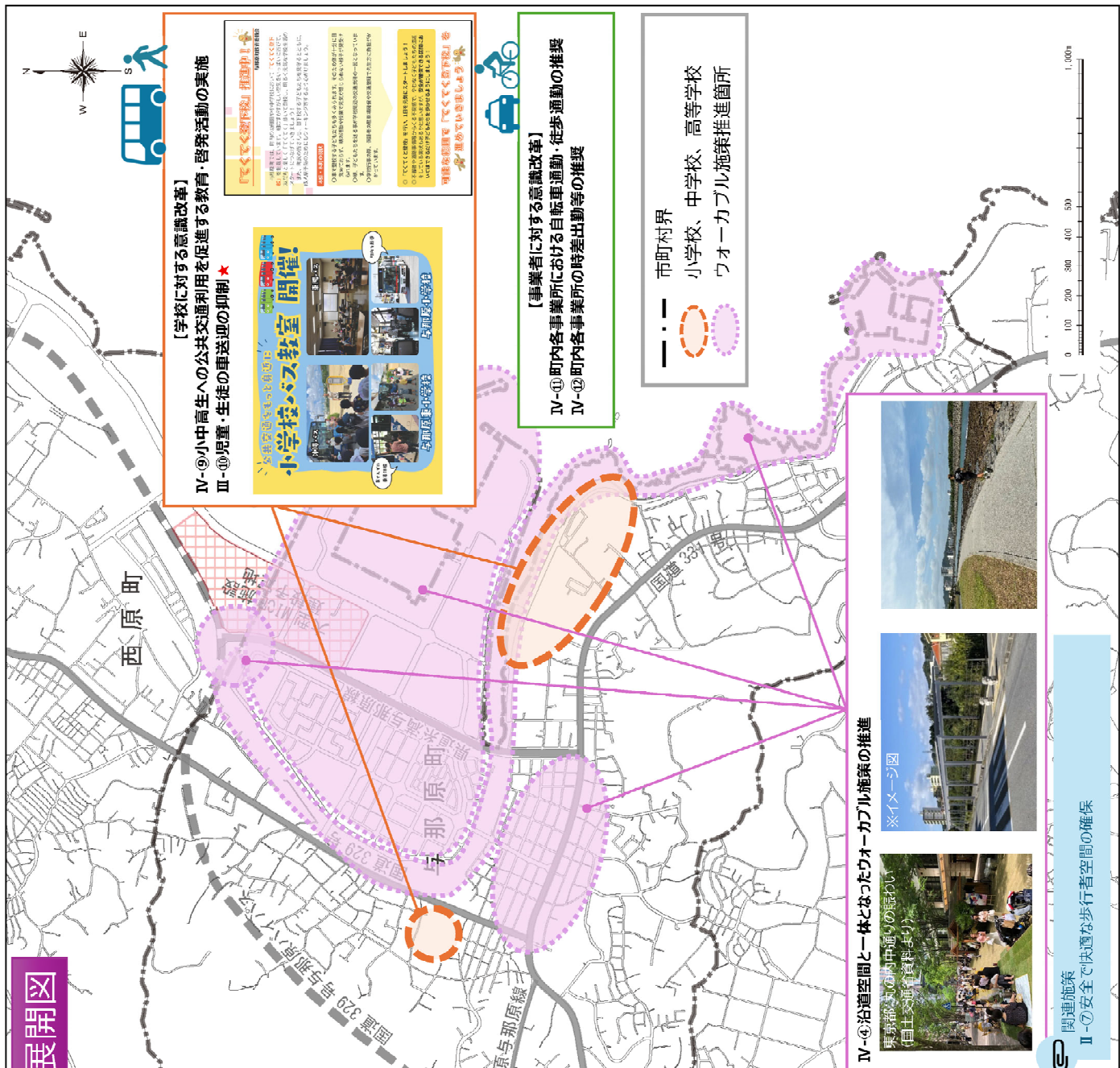
【学校バス利用】推進！

【事業者に対する意識改革】

- IV-⑪ 町内各事業所における自転車通勤・徒歩通勤の推奨
- IV-⑫ 町内各事業所の時差出勤等の推奨

市町村界

- 小学校、中学校、高等学校
- ウォーカーブル施策推進箇所



■各具体的施策における展開スケジュールおよび関係者一覧

パッケージ		具体的施策（★＝優先施策）	実施地域	
大	小			
I 公共交通の充実	i 新たな公共交通システムの構築	①新たな公共交通システムの調査・検討 ★	調査路線	1
		②公共交通ターミナルの誘致	東浜地区内	2
	ii バス交通の環境整備	③バス交通作業部会の設置 ★	与那原町および関連バス路線	3
		④バス路線の再編等 ★	与那原町および関連バス路線	4
		⑤バス停における上屋やベンチ等の設置	与那原町内バス停	5
		⑥バス停への接続機能の強化	与那原町内主要バス停	6
		⑦バスレーン等公共車両優先システムの検討	国道 329 号・国道 331 号	7
		⑧円滑で快適な利用を促進するバス案内機能の充実	与那原町内運行路線バス	8
	iii 町内および近隣市町村間の公共交通システムの整備	⑨公共交通空白地域の解消に向けたコミュニティバス等の導入 ★	与那原町全域	9
		⑩シェアサイクルの拡充、駐輪場の整備 ★	与那原町主要施設、交通結節点	10
		⑪新たなモビリティサービス等の導入検討 ★	与那原町全域	11
II 道路網の整備・改良	i 道路交通体系の整備	①南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパス等広域道路網の整備促進 ★	南風原与那原 BP・南部東道路・浦添西原線	12
		②ゆめなり線（仮称）の検討	ゆめなり線（仮称）	13
		③県道糸満与那原線のバイパス整備の促進	県道糸満与那原線を補完する道路	14
		④補助幹線道路等の整備・改良	町道全般	15
	ii 既存道路の改良	⑤与那原交差点の改良	与那原交差点	16
		⑥生活道路における交通安全施設の設置および交通規制の運用改善 ★	与那原町内の生活道路	17
	iii 歩行者および自転車交通の推進	⑦安全で快適な歩行者空間の確保	与那原町内主要な道路	18
		⑧快適な自転車走行空間の整備 ★	与那原町全域	19
III 関連施策の推進	i 防災交通網の構築	①津波避難経路の整備・改良 ★	与那原町全域	20
		②緊急輸送道路ネットワークの整備促進	与那原町内緊急輸送道路および沿道	21
	ii 観光交通の環境整備	③タクシーおよび貸切バス乗降場の適正な配置と推進	大型 MICE 施設周辺	22
		④観光客の利便性向上に向けた情報提供の実施 ★	与那原町および周辺地域	23
		⑤大規模イベント時の交通対策の検討 ★	与那原町および周辺地域	24
		⑥与那原マリーナの整備促進	与那原マリーナ周辺	25
		⑦ヘリポート設置の検討	大型 MICE 施設周辺	26
	iii 脱炭素への取り組み	⑧EV を活用した災害に強いまちづくりの促進	与那原町全域	27
		⑨公用車・事業用車の EV 化および EV カーシェアリング	与那原町全域	28
		⑩多様な地域モビリティの導入	与那原町全域	29
IV 交通に対する意識改革	i 町民全体に対する意識改革	①住民および町内への通勤・通学者に対する交通ルールの周知徹底と交通手段の適正利用推進	与那原町全域	30
		②カーシェアリングの推奨	与那原町全域	31
		③カーフリーデー等公共交通利用を促進するイベントの実施	与那原町主要拠点	32
		④沿道空間と一体となったウォークアブル施策の推進	与那原町主要拠点	33
		⑤運転免許自主返納制度における優遇措置の拡充	与那原町全域	34
		⑥町内各所での OKICA 販売の促進	与那原町主要拠点	35
		⑦道路交通バリアフリーマップ等の更新と普及啓発 ★	与那原町全域	36
		⑧地域住民が主体となった道路維持管理や沿道景観づくりの推進	与那原町幹線道路	37
	ii 学校に対する意識改革	⑨小中高生への公共交通利用を促進する教育・啓発活動の実施	与那原町各学校	38
		⑩児童・生徒の車送迎の抑制 ★	与那原町各学校	39
	iii 事業所に対する意識改革	⑪町内各事業所における自転車通勤・徒歩通勤の推奨	与那原町各事業所	40
		⑫町内各事業所の時差出勤等の推奨	与那原町役場・与那原町各事業所	41

【展開スケジュール凡例】

検討・調整 ●●●●▶ : 施策実施に向けて検討や関係機関との調整

実施 ▶▶▶▶▶ : 施策の実施

（赤 枠） : 交通戦略（後期戦略）における計画期間（～2030 年度）

	展開スケジュール		与那原町以外の関係者					備考
	前期戦略期間の実績 (2018～2025年度)	後期戦略期間 (2026～2030年度)	国	県	警察・ 公安委	関係 市町村	町民・ 地域	
1	→	→		○		○		
2	→	→		○				
3	→	→				○		○
4	→	→	○	○		○		○
5	→	→	○	○				○
6	→	→	○	○				○
7	→	→	○	○	○			○
8	→	→		○				○
9	→	→						○
10	→	→	○	○			○	
11	→	→		○		○		○
12	→	→	○	○				
13	→	→	○	○		○		
14	→	→	○	○		○		
15	→	→					○	
16	→	→	○		○			○
17	→	→			○			
18	→	→	○	○	○		○	(与那原町景観計画の 景観重点公共施設等)
19	→	→	○	○	○			(自転車ネットワーク 整備計画において位置 付ける)
20	→	→						
21	→	→	○	○				
22	→	→		○				○
23	→	→		○			○	○
24	→	→		○	○			○
25	→	→	○	○				
26	→	→	○	○				
27	→	→	○	○				○
28	→	→	○	○				○
29	→	→	○	○				○
30	→	→			○		○	
31	→	→					○	
32	→	→					○	
33	→	→					○	
34	→	→	○	○	○		○	○
35	→	→					○	
36	→	→					○	○
37	→	→					○	
38	→	→					○	
39	→	→					○	
40	→	→					○	
41	→	→					○	

4 計画目標値の設定

(1) 指標と目標値の考え方

本戦略の着実な推進に向けて、施策の達成状況を把握するための指標と目標値を設定する。前期戦略期間においては、全体として進捗にバラつきはあるものの、一部の指標については、改善傾向や目標の達成が見られた。

目標年次は、本戦略及び「与那原町総合交通基本計画」の最終年次である令和 12 年度(2030 年度)を基本とする。

(2) 目標値の設定

指標	現状値【年次】	目標値【年次】	目標値の計測方法
①公共交通空白地域に居住する人口の割合の減少	24.5%【R2（2020）】	11.5%【R12（2030）】	独自計測
②バス・モノレールの交通分担率の増加	5.3%【R7（2025）】 （※参考値：3.2%）※8	6.6%【R12（2030）】	独自計測 （町民アンケート）
③自動車の交通分担率の減少	77.1%【H29（2017）】 （※参考値：72.7%）※9	70.0%【R12（2030）】	独自計測 （町民アンケート）
④外出する際の交通環境で“特に問題”と感じることで「交通渋滞」を選択する町民の割合減少	59.6%【R7（2025）】	50.0%【R12（2030）】	独自計測 （町民アンケート）
⑤主要幹線道路の平均混雑度の改善	1.23【R3（2021）】※9	現状維持（1.25 未満） 【R12（2030）】	全国道路・街路交通情勢調査 （道路交通センサス）
⑥1 万人あたりの交通事故発生件数の減少	23.5 件【R5（2023）】	20 件【R12（2030）】	交通白書
⑦公用車 EV バスによる温室効果ガス削減等の推進	0%【R7（2025）】	20%【R12（2030）】	独自計測

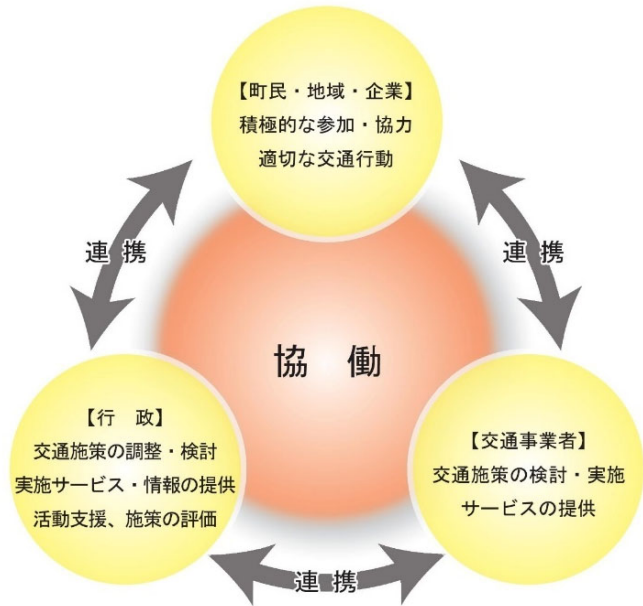
※8 参考値：第 4 回沖縄本島中南部都市圏 PT 調査

※9 現状値においてはコロナ禍の数値となっているため、次回の全国道路・街路情勢調査にて確認する必要がある。

5 交通戦略の展開方針

(1) 推進体制

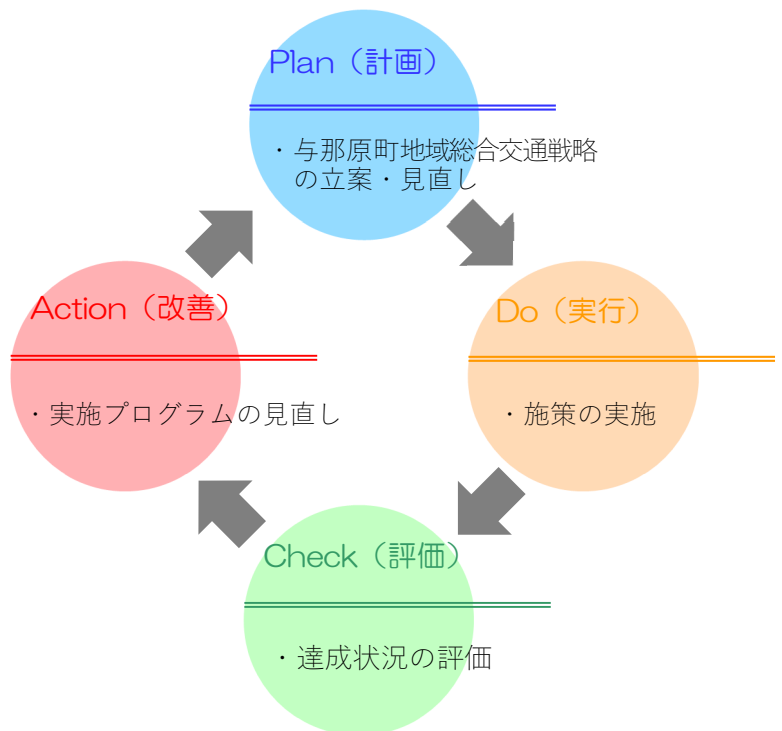
本戦略で定めた施策は、多様な分野にわたり、実施スケジュールや実施主体も様々なことから、町民や地域、企業、交通事業者および行政（国・県・町、警察等）の関係者それぞれが役割を十分に理解し、必要に応じて町民や関係機関との意見交換を実施するなど協働・連携して、施策を実施するものとする。



(2) PDCA サイクルによる達成状況の評価・改善

本戦略の実施においては、社会情勢の変化、町民ニーズの変化、上位・関連計画との整合性、まちづくり関連施策の展開状況などに柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的に施策を推進していくことが求められる。

そのため、P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:評価)、A(Action:改善)のPDCAサイクルにより、本戦略の施策について、適宜、評価・改善を実施する。



(3) 評価・改善の仕組み

評価主体としては、関係団体で構成される「与那町原交通施策検討協議会」とし、同協議会において、目標値の達成状況や、各施策の進捗状況について評価を実施し、必要に応じて見直し等の改善を行う。

なお、急激な社会情勢の変化や「与那原町総合計画」、「与那原町都市計画マスタープラン」等の改定・見直しなど、上位関連計画の動向も踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。



与那原町地域総合交通戦略【後期戦略】
【概要版】

令和8年(2026年)2月

